

月1で学ぶ！ 消費者の賢コツ

「〇〇ペイで送金します」 と言われたら 詐欺を疑ってください！



事 例

インターネット通販で、入金後に商品発送となっていたため銀行振込で代金1万円を支払った。その後、業者から「欠品になったので、代金を返金する。」と連絡があった。返金はコード決済の〇〇ペイですることになり、言われるままにアプリを操作し手続きをした。何度か業者から「失敗している」と言われ、複数回操作した結果、約10万円の送金をしていることが分かった。

● 渋川市消費生活センター ☎22-2325

月～金午前9時～午後4時(祝・年末年始を除く)

● 群馬県消費生活センター ☎027-223-3001

● 消費者ホットライン ☎188

町ホームページはこちら▶



詐欺の手口

- ① ネットショッピングをしたが商品が届かない。
- ② メールや電話でショップから返金の連絡がある。
- ③ 言われるがままにアプリを操作し、〇〇ペイの画面に誘導される。
- ④ 返金してもらおうはずが送金していた。

トラブル回避

- 「〇〇ペイで返金します」と言われたら詐欺を疑いましょう。
- 相手の指示に従ってスマートフォンを操作することはせず、困った時には、お近くの消費生活センターなどに相談しましょう。